

第6次地域福祉活動計画策定委員会（第2回目） 議事録

開催日時 令和7年1月16日（木） 午前10時58分～午前11時45分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室
出席理事名 篠塚洋一、千葉千恵子、野口修一、鈴木伸洋、仲内 亮、花田三男、中嶋正子、
須之内正昭、亘 正人、菅谷栄一、野村みさ子、大和愛紀、日高篤生
出席監事名 森本政一

議 事

協議事項 第6次地域福祉活動計画(素案)の検討について 事務局（相良光浩事務局次長）

神栖市社協第6次地域福祉活動計画(素案)について説明をさせていただきます。まず表紙の次にご挨拶のページがありますが、ここは最終原稿確定の段階で石田会長の挨拶として掲載する予定です。もう1枚ページをめくっていただくと目次がございます。前回9月の策定委員会では主に、第1章に関して皆様からご意見を頂戴したところがございます。第1章については、前回の策定委員会でのご意見も踏まえて、さらにプロジェクトの中で文章の読み直しをして修正を加え、改めて用意をさせてもらっております。

第1章の中の1番「計画策定の趣旨」及び2番「第6次計画の構成、推進体制、期間」につきましては、前回は箇条書きとしておりましたけれども、今回からは具体的に文章化をして、また必要な表などを付け加えまして作成をいたしました。それが1ページから3ページまでとなります。

4ページ以降は第5次計画期間の5年間の総括ということで、内容については既にこの策定委員の皆様にもご検討いただいたところです。文章については若干修正を加えたところと、表については前回6年度の数字は7月までの実績でしたけれども、今回は11月末時点の実績に入れ替えをさせていただいております。この内容で、以降12ページまで修正したものとしてまとめております。

資料13ページをお願いいたします。13ページから14ページにかけては、(5)総括ということで、この第5次計画期間中の総括については、前回の策定委員会でもご審議いただいたところですが、その時の資料は“できたこと”と“これから目指すこと”のみで、箇条書きに近い状況での提案でしたので、改めて文章化して必要な加筆をした上で再作成をさせてもらっております。これまでの5年間、あるいは法人化以来の神栖市社協の取り組みを振り返り、「神栖市社協の変化」「拠って立つものを持つ」「機能として見られる時代」「神栖市に必要な社会福祉協議会の在り方」と内容を整理し、5次計画の総括から6次計画に向けた基本的な考え方について文章化をさせていただいたところです。

ここまでの総括を踏まえて、今回改めて皆様にご提示いたしましたのが15ページ以降の実施計画となります。第1の「6次計画の基本構想」は、“私たちでつくるやさしいまち”という、第1次計画から続けている理念を引き続き継承していく内容、それを満たす基本目標として、基本目標のⅠからⅣまでの4つの柱を立てております。それぞれの柱の内容は、第5次計画で掲げてきた4つの柱を引き続き踏襲して、なおかつ充実強化を図っていこうというものです。

基本目標のⅠは「総合相談体制の充実強化」ということで、第5次計画に引き続きさらに相談支援の充実とソーシャルワーク活動の充実を計画化してまいります。基本目標のⅡについては、「包括的権利擁護支援活動の推進と必要とされる各領域別支援活動の充実」という名称といたしました。第5次計画までは、「必要とされるサービスの各領域の生活システムづくり」として進めておりましたが、この中で掲げております福祉後見サポートセンターをはじめとする権利擁護活動と必要とされる領域別支援活動は、第5次計画以前から重点項目として続けてきた取り組みですので、第6次計画では基本目標の柱の中にも「権利擁護」という言葉を明確に盛り込んだ形で柱のタイトルとしました。基本目標Ⅲの「市

民との協働による福祉活動の充実」につきましては、前回の計画と同様にボランティアセンターが中心となって実施する、市民との協働による福祉活動について計画化をするものです。基本目標Ⅳの「事業推進を図る組織体制の充実強化」につきましては、これまでのⅠからⅢまでの柱に掲げた重点項目を実施していくために必要な組織体制の強化を図ること、その裏付けとなる財政や業務基盤を強化していくことを重点項目に掲げております。

これらの基本目標を推進していく上での社会福祉協議会活動の基本姿勢として、16 ページにまとめさせていただきました。基本姿勢は、第3次地域活動計画を策定したときから、神栖市社協の計画づくりあるいは事業実施の中で掲げているもので、変わりなく推進をしていかなければいけない我々の基本的な姿勢となっております。1 番目の社協の「唯一無二性」の発揮から7 番目の専門職集団としての信頼を得られる活動まで、7 つの基本姿勢に沿ってこの基本構想を実現していこうと、このページに位置付けをさせていただきました。

17 ページ以降は、各柱の具体的な重点項目の実施計画となります。基本目標のⅠ「総合相談体制の充実強化」につきましては、①充実した相談支援体制の強化、②他機関との意見交換・情報共有の充実を計画化してまいります。社協の活動として一番重要な市民からの入り口としての相談機能をこれまで以上に高め、その上で必要な関係機関との連携強化についても計画化をしていく内容となっております。

19 ページをお願いいたします。ソーシャルワーク活動の充実強化をもう1 つの重点項目と定めています。その中で①福祉課題の把握と事業化、②社会資源の連携・組織化の促進の2 つを具体的な実施計画に掲げました。特に地域ネットワーク勉強会の持つ機能を充実させて、新しい課題の発見あるいはそれに向けた事業化の契機としていけるように計画をしてまいります。

20 ページは基本目標Ⅱ「包括的権利擁護支援活動の促進と必要とされる各領域別支援活動の充実」となります。重点項目1 番目の福祉後見サポートセンターかみすの充実強化では、具体的な実施計画として①体制の強化と②権利擁護事業の理解・促進を掲げております。神栖市社協が実施する福祉後見サポートセンターを実施していく上で、まず権利擁護あるいは成年後見制度について市民あるいは関係者からの理解も得ながら、連携をして必要な方に必要なサービスが届く仕組みを作っていこうという計画となっております。

21 ページをお願いいたします。重点項目2 番目は必要とされる各領域への支援活動の充実を掲げました。具体的な実施計画としては、①精神障害者の地域生活支援の充実、②発達障害者の地域生活支援の充実、③ひきこもり家族支援の充実、④生活困窮世帯への支援継続の、4 つの実施計画を掲げました。こちらは、特に社協が関わっていくべき、制度の狭間にある少数派とされる方々への支援を分野ごとに計画化していく内容です。

23 ページをお願いします。基本目標Ⅲ「市民との協働による福祉活動の充実」につきましては、1 つ目の重点項目がボランティア活動・福祉教育の充実です。具体的な実施計画については①ボランティア活動・目的別コミュニティ活動の充実、②福祉教育の充実を掲げております。現在市民活動に関わっていただいているボランティア団体の支援と併せて、将来のボランティアあるいは福祉の担い手となる子どもたちへの福祉教育を2 本の柱として実施計画に位置付けました。

24 ページ重点項目2 番目は、市民、企業、団体との協働による相互扶助の充実です。具体的な実施計画としては、①災害ボランティア受入体制整備、②市民、企業、団体の参加による相互扶助活動の充実、③市民参加による相互扶助の充実を位置付けました。災害ボランティアセンターをはじめ市民や企業、団体等と協働して取り組む事業を計画化しております。

25 ページをお願いいたします。基本目標のⅣ「事業推進を図る組織体制の充実強化」はⅠからⅢまでの取り組みを実現していくための重点項目として、1 番目は組織体制の強化を掲げました。具体的な実施計画としては、①法人規模に見合った役員構成、②専門職派遣の継続・推進、③国家資格を有する職員の増強、④業務遂行の向上を図る人材育成と4 つの実施計画を掲げました。地域福祉の中核的な公益法人として推進していくために必要な法人規模、特に第6次計画の中では、業務の範囲がある程度絞ら

れ、その分深い事業展開が求められる法人となります。そのために必要な役員体制並びに事務局体制を整備していくことを重点項目としております。重点項目の2番目は、財政・業務基盤の強化です。具体的な実施計画としては、①時代に合わせた会員会費制度の整備、②寄附のしやすい環境の整備、③理解者を増やす広報の充実、④福祉活動基金の計画的運用、次のページに移りまして⑤業務環境の整備、⑥専門職派遣による事業収入の確保の6つの実施計画を掲げました。特に①時代に合わせた会員会費制度の整備につきましては、本日の理事会の報告案件の中でも、皆様からご意見をいただきましたとおり、会費の徴収のあり方から会員制度をどう構成するかということも含めて根本的な見直しあるいは改正に向け、計画のできるだけ早い段階から取り組んでまいりたいと考えております。ここまでの具体的な向こう5年間の実施計画に係る第2章の内容となります。

28ページ以降は参考資料となります。29ページから32ページまでは前回の委員会でも参考資料として添付していたものです。33ページは直近5年間の神栖市社協の事業や職員数、予算等の推移を表としてまとめております。これは毎回計画の参考資料として用意しているものです。35・36ページは策定委員会の名簿、37・38ページは策定の経緯ということで委員会の開催状況などをまとめております。まだ策定作業が続いておりますので、ここはもう少し量が増える見込みとなっております。そして39ページは委員会の設置要項、41ページは神栖市社協職員の行動原則を入れております。そして43ページから最終ページまでは用語の解説で50音順に専門用語やアルファベット表記の用語については解説をできるだけ入れようということで見込作業を進めているところです。

以上、ここまでの素案ということで、今回計画書の全体像を委員の皆様にご確認をさせていただきながら意見を頂戴できるよう事務局で、プロジェクトチームを中心に原稿を作成いたしました。ただし、第2章については、まだ内容あるいは表現について見直しが必要な状況で、プロジェクトでも読み込みを進めているところです。本日、策定委員の皆様からも、それぞれのお立場からこういった表現はどうなんだろうか、こういう計画はどうだろうか、というご意見、ご指摘、アドバイスなどを頂戴いたしまして、またプロジェクトへ持ち帰って最終案に向けてもう一度見直しを続けていきたいと考えております。また皆様には文章の中でわかりにくい表現、あるいは難しい言葉、「用語の解説」に載せた方がよいなどの要望があれば、ぜひご指摘をいただき、今後の計画作りにはしっかり反映させてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。何か不明な点などがあれば、この後の質疑応答の中で補足をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上となります。

(篠塚洋一副会長)

ただいま事務局からの説明が終了しましたので、何か質問などがありましたらよろしくお願いいたします。

(須之内正昭理事)

計画書の構成について。第5次の達成度合いと検証が先かなと思います。順番的にそれがあってから第6次計画があるのかなという感じがします。目次を見ると、もう第6次計画について何をやるよというようなことが出てきて、次に第5次計画の反省みたいなことが出てくるんです。普通の順番だと、計画策定の趣旨の次に第5次計画の検証が来て、ただ検証の中でも(5)はすごい骨子のように感じられるような話ですけど、その取扱いが(1)から(4)と並列して出すのは違うのかなと。(5)は総括なんですけどもねこれは別物だと感じています。

(事務局：橋田勝事務局長)

ご質問ありがとうございます。確かに時系列で見るとまず第5次計画の達成度合いの検証があってそれを明確化して次の計画はどうするかという形になるのかなと思いますが、今まで6回の計画書作成は全てこのスタイルで進めておりました。須之内委員のご指摘のとおりですので、少し構成や順序をもう一度分かりやすいように直していきたいと考えております。あと、第1章3番の(5)総括のページは第6次計画の肝になりますので、ここでは神栖市社会福祉協議会の立ち位置であるとか態度、理念ですね。一

番大事にしていくべきことは何かということを書いてありますので、これは表現の仕方を1章3番の(5)ではなく、別立てのタイトルで作り替えを検討していきたいと思います。

(須之内正昭理事)

その他、3ページの計画の期間について、西暦が全て2023年となっていますので修正をお願いします。西暦の表記はすごく良いと思います。大体、令和何年、平成何年と言われても分からないことがあるので、ぜひ西暦表記はこのまま取り入れて欲しいと思います。

(事務局：橋田勝事務局長)

ここはコピー貼り付けでそのまま作成してしまった箇所と思われるので、すぐに修正をします。

(須之内正昭理事)

前回の会議でも言わせていただきましたが、このぐらいの人数だと意見はすごく言いやすいメンバーだと思います。ですが、もうなんかすごい堅くなってきて。会議としてはあと1回ですよ。もう少し気楽に意見が言えるような雰囲気づくりという宿題を出していたと思いましたが、本日も同じでしたね。

(大和愛紀理事)

用語集がありますけど、該当する部分に下線があるとわかりやすいと思います。私自身も専門的な用語については辞書で調べなければわからないことが多くあります。そういう用語には下線を引いていただいて用語説明がありますよと分かれば読みやすいと思います。

(事務局：橋田勝事務局長)

ぜひ採用させていただきます。

(須之内正昭理事)

逆に事務局側から委員に対して質問したいことはありますか。このあたりの文章作成に迷っているとか、先ほどの会員数が減少しているといったところもそうだと思いますが。事務局側から理事会に投げかけるような。どうでしょうか。

(事務局：橋田勝事務局長)

本日の理事会の中で亘理事や菅谷理事、地区の代表のお二人から、会費の在り方や寄付の集め方の問題について指摘があり、本当に我々はいつまでこのようなことを続けてよいのかとの思いがあります。いずれ破綻してしまうであろう今の集金システム、集め方の問題というのは、どこかの時点で切り替えていかないとだめだと考えています。今朝のニュースで東京にある町内会が解散するという内容が報道されていました。これは大きな社会的な課題で、世の中が大きく変化してきているのにも関わらず、神栖市社会福祉協議会が38年間も同じスタイルで同じ会費額でやり続けてしまっている部分があります。我々としても自主財源の確保という重要な課題はありますが、一方でその自主財源を会費に変わる形で確保することができれば、そちらに移行することもできるのではないかという思いもあります。会員会費制については、いつまで続けられるか、続けるのかということも協議していました。はっきりしていることは、地区加入率が37%と非常に少ないこと、これから先も増えることは期待できないことだと思っております。便利になった神栖市だからこそ、地区に入らなくてもゴミも捨てられるし、回覧板がなくてもスマートフォンなどで情報は得られるし、おかげで地区に入らない人が増えてるとも聞いています。自主財源の確保の仕方をどのようにしていくかということ、委員の皆さんからこの方法はどうか、会費はこういうふうにしたらどうか、と提言していただいた方が我々としても計画の内容に組み入れやすいと思っております。

(花田三男理事)

先ほどの会費の絡みで、ある本を読んでいたたら、今日日本で年収300万未満の世帯が36%、400万未満の世帯が46%、約5割近くあるとのことでした。そういう中で全体的に中流とはいいながらも力がなくなってきているので、本当に困っている人たちへ手を差し伸べる余裕がない。その著者はそれを分断だという表現をしていました。この物価高の中で、会費を集めに行っても集められない。これは当然のことですから、社会構造というものが変わってきている中で社協側も変化をしなければならぬと思

います。

（事務局：橋田勝事務局長）

会費については、理事会の中でもお話をさせていただきましたので、社会情勢の変化に合わせて切り替えをしていきます。花田委員のご指摘のとおり、社会構造が変わってきているのだから我々も変わらないと理解が得られないということは十分分かりましたので、第6次計画の中で適切に、この計画期間中に変えていくということを抑えた上で、どんなスタイルがいいのかということをお次の素案の中に盛り込んでいきたいと思えます。

（事務局：相良光浩事務局次長）

この計画を策定してきた事務局内プロジェクトとして悩んだところが、基本目標Ⅳで、実施計画の中に掲げていますが、法人規模に見合った役員構成ということ。具体的に申し上げますと、今の理事の人数や評議員の人数が一般的な社会福祉法人の規模、あるいは県内の他の市町村社協の理事の数、評議員の数と比較すると、神栖市は多い状況にあります。県内の状況を調べさせてもらったところ、神栖市くらいの人口規模8万人から10万人くらいで予算規模が2億円台という社協はあまりないんですけれども、平均すると大体そういった社協は理事の数が10人から14人くらい、評議員はそれより少し多いくらいです。神栖市社協もかつては事業型で指定管理事業などいろいろな事業をやっていて、予算も3億から4億規模であった時代は、各方面から広く意見を集約できる理事会あるいは評議員会という組織の規模が求められておりましたけれども、現在は権利擁護を中心とする相談支援機関となり、直接サービスは持たなくなっております。そんな中で、ふさわしい役員の人数あるいはその構成をどうしたらいいんだろうか。人数的には今よりも少なくするべきだろうと事務局としては考えるんですけども、役員の皆様はこういった状況についてどういったお考えをお持ちなのか、人数を少なくするということは定款の変更、各種規程の変更なども進めていかなければいけません、今年6月の定時評議員会で評議員の任期が満了します。評議員の任期は4年間ですので、ここで変えないと4年先になってしまうという状況もありますので、策定委員の皆さんと、あるいは理事として役員の人数、あるいは評議員の人数や構成についてどのようにお考えなのか、というところを、もし聞かせていただければ、今後の参考にしていきたいと思えますので、何かございますでしょうか。よろしくお願ひします。

（須之内正昭理事）

評議員のメンバーは民生委員が多いんですね。要するにね、私は会議であまり意見を言わないのはあまり意味がないと思うんですよ。まあ、それは皆さんの立場があるから言えない、言わないということもあるでしょうけど、評議員はとくに意見が出ません。それならばもう少し数を減らして意見の出やすい雰囲気を作りながらやっていくことがいいのではないかと思います。理事会の人数に関しては、私は現在の人数が良いと思っています。

（大和愛紀理事）

私はPTAの関係で出ていますが、小学校では6年間の中で本部役員を何年続けられるか、中学校になると3年、任期としては2年で変わって行ってしまいます。PTA 会長会議の中で、こういう委員の募集がありますということで、誰か担ってくれる方はいませんかとなります。委員会の内容に関する詳細の説明は特になく、1年に何回集まりがありますよということだけです。2年任期で交代していくと、内容が何とか分かり始めたころに交代になってしまう。会議の内容理解も難しい。何か意見を求められても何を意見すればいいのかわからないという状態なので、果たして本当に招集されている意味があるのかと感じています。意見を出さないと話し合いとしても成り立たない。でも、何を質問すればいいのかすら分からない状態です。こういった形でPTAとしても他団体の委員会に入ることもあるので、PTA 会長職はなりたくない方が多い状況です。また、働き方改革や家庭のあり方、女性も働く中で様々なものを担うと、平日の日中の参加は難しいという方も多くいます。そういうことも踏まえて検討いただくと、私個人の意見ではありますが、負担も減るかなと思えます。

（事務局：相良光浩事務局次長）

ご意見ありがとうございます。PTAのように「協議会の中からの推薦」という形でこの理事会に入っている方、行政連絡協議会も同様ですが、そういった色々なあて職が増えてしまうことの負担も考えていかなければいけないと思っております。新しい役員の構成については、数そのものを少なくできるか、あるいはその中で構成を見直せるところは見直していこうということで、原案を事務局で作ってみたいと思います。評議員についても同様です。早い段階で理事会の中で、定款の変更案と合わせて、ご協議いただく場面を用意させていただくことになるかもしれませんが、その時は改めて経緯を含めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（篠塚洋一副会長）

よろしいですか。他にご意見がないようですので、ここで協議を終了します。本日いただきましたご意見ご提言につきましては、事務局内で必要な修正を加えた上で、最終案として見直しを進めていこうと考えています。今後の予定について事務局よりお願いします。

（事務局：相良光浩事務局次長）

今後の予定につきましては、本日いただきましたご意見ご提言などを踏まえまして、もう一度最初のページから最後のページまで見直しと修正をかけてまいります。策定委員の皆様には、次回の理事会と同じタイミングで最終案ということでお出することをデッドラインとして、それまでにお見せできるよう準備をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。予定については、以上です。

（篠塚洋一副会長）

今後の予定について何かご質問等ありますか。

（須之内正昭理事）

何か気が付いた点などがあつた場合、それをどこに連絡したらいいかという点です。特にあまり意見が出ないというかいうような方の場合でも、後で気が付くとかいろいろあると思うので、どこに連絡したらいいかを教えてください。

（事務局：相良光浩事務局次長）

計画案については、3月の理事会、評議員会に提出するギリギリまで必要な修正を行っていると思いますので、委員の皆様にはいつご連絡いただいても結構です。基本的な窓口は私、相良宛に連絡いただければ対応いたしますが、今回プロジェクトのメンバーは正職員全員が関わっていますので、計画の件でということ、お問い合わせいただければ大丈夫です。窓口にお立ち寄りいただいて何かご意見を頂戴するという形でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

（須之内正昭理事）

メールアドレスはありますか？例えば相良さん宛のものとか。

（事務局：相良光浩事務局次長）

メールアドレスは法人で共通のものがあります。今回お渡しした封筒にメールアドレスは記載しております。

（須之内正昭理事）

私以外にももっと本当は意見があると思うんですよ。それをいっぱい出して欲しいですね。

（事務局：相良光浩事務局次長）

言葉でなくても活字でのご連絡もお待ちしております。メールアドレスに送っていただくこともできますし、社会福祉協議会のホームページにはお問い合わせフォームというものがありますので、そちらを利用してもらう形でも大丈夫です。

（篠塚洋一副会長）

その他、何か質問等はございませんか。なければ、以上をもって委員会の協議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。